2026年度

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2 年 短 縮 型】

法律科目試験問題：民法（配点：120 点）

注 意 事 項

1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。

2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。

3 問題冊子は、全部で 4 ページである。
解答用紙は、全部で 6 ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。

4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、6 ページを超えて使用することはできない。

5 解答用紙の上部所定欄に、1 ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2 ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。

6 解答は、第 1 問は 1 ページから、第 2 問は 4 ページから記入すること。

7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。

8 解答用紙には黒鉛筆（HB か B）、シャープペンシル（B）、黒ボールペン又は万年筆（黒インク）を使用すること。

9 営利目的で複製、転載、転用することを禁止する。また、入試問題を二次利用する場合は別途著作権許諾処理等を行うこと。

（民法）

第１問

以下の問１から問３までの各問に、判例がある場合にはその考え方をふまえて、答えなさい。なお、各問は相互に独立した問題である。

（配点：65点）

問１

2025年６月１日、Ａ（16歳）は、友人に勧められて、Ｂからダイエット用食品100箱（以下、これを「甲」という）を10万円で購入した（以下、これを「本件売買契約」という）。Ｂは本件売買契約締結の際、Ａの年齢を確認しておらず、Ａも自分の年齢について何も言及しなかったが、ＢはＡが18歳以上であると信じていた。

Ａは、亡父の遺産としてＡが取得した銀行預金から10万円を引き出し、甲の代金の支払に充てていた。この銀行預金は、Ａの親権者である母Ｃが、Ａが通学している高校における教育のための費用として自由に使ってよいとＡに伝えていたものであったが、ＡはＣに黙って、その一部を甲の購入に使ってしまった。

同年11月１日、Ｃは本件売買契約を知るに至り、本件売買契約を取り消す旨の意思表示をＢに対して行った。しかし、Ａは甲のうち80箱をすでに消費してしまっており、手もとには20箱しか残っていない。

Ａは、甲の代金として支払った額である10万円をＡに支払うよう、Ｂに請求した。この請求に対してＢからなされうる反論を複数挙げ、各々の反論が認められるかどうかを検討しなさい。

問２

画廊を経営しているＡは、Ｂが所有している古い絵画（以下、これを「甲」という）について、Ｂから依頼された鑑定のために引渡しを受けた。その後Ａの画廊を訪れたＣが甲に目を留め、高額の買取額を提示したことから、Ａは甲をＡの所有物であると偽ってＣに売却してしまった（以下、これを「本件売買契約」という）。甲は保管に注意を要することから、本件売買契約に基づくＡからＣへの甲の引渡しは、占有改定により行われ、甲はＡの画廊の倉庫に収納されている。なお、本件売買契約当時、甲には所有者を示す手掛かりは何もなく、ＣはこれをＡの所有物であると思い込んでいた。

Ｂは、本件売買契約を知るに至り、Ｃに対し、甲の所有権はＢに帰属する旨を主張したが、Ｃもまた、甲の所有権はＣに帰属すると主張している。

この場合における甲の所有権の帰属について検討しなさい。

（民法）

問３

2025年10月１日、Ａ（10歳）は、友人達と公園でソフトボールの練習をしていた。Ａが打撃の練習のため、投手役の友人が投げた球をバットで勢いよく打ったところ、打球はＡの斜め後方に飛んでファウルボールとなったが、離れた場所でキャッチボールの練習をしていた友人Ｂの右目にそのボールが当たってしまい、この負傷が原因で、Ｂの右目の視力はほとんど無い状態になってしまった。

Ａは、親権者である母Ｃと二人で暮らしており、Ｃは日頃からＡに対し、友人に怪我をさせたりしないよう気をつけるようにという一般的な注意は与えていた。また、Ａはそれまで特に他者に怪我をさせるような問題のある行動をしたことはなかった。

Ｂは、上記の負傷により生じた損害につき、Ｃに対して賠償を請求した。予想されるＣの反論も念頭に置きつつ、Ｂの請求が認められるか否かを検討しなさい。

（民法）

第２問

以下の【事実】を前提として、後掲の問１および問２に答えなさい。

（配点：55 点）

【事実】

1. 2024 年 12 月 1 日、Ａは、Ｂとの間で、Ａの所有する土地の上にＢが居住用の建物を建築する契約（以下、「本件請負契約」という）を締結した。本件請負契約では、完成建物の引渡日は 2025 年 5 月 10 日と定められた。また、報酬については、総額が 3000 万円であり、2025 年 2 月 10 日にＡがＢに 1000 万円を支払い、残りの 2000 万円は同年 5 月 10 日までに建物の完成および引渡しが行われることを前提として同月 31 日までにＡがＢに支払う旨が定められた。
2. 2025 年 2 月 10 日、ＡはＢに報酬の一部として 1000 万円を支払った。
3. 同年 4 月 1 日、Ｂは、事業の運転資金を確保するため、Ｃとの間で、元金 1800 万円、返済期限を 2025 年 5 月 31 日とする金銭消費貸借契約を締結し、4 月 1 日中に金員の交付を受けた。また同日、Ｂは、Ｃとの間で、金銭消費貸借契約に基づくＣの返還請求権（以下、「甲債権」という）の担保として、本件請負契約に基づく残額 2000 万円の報酬債権（以下、「乙債権」という）を譲渡する契約（以下、「本件債権譲渡」という）を締結し、この旨を知らせる内容証明郵便をＡに対して送付した。この内容証明郵便は、4 月 4 日にＡに届いた。
4. 同年 5 月 10 日、Ｂは建物を完成させてＡに引き渡した。
5. 同月 15 日、Ａが建物に入居したところ、風呂場を中心とする水回りに瑕疵（以下、「本件瑕疵」という）が存在することが分かった。Ａは直ちにＢに連絡し本件瑕疵の修補作業を始めるように求めたが、Ｂは、すでに別の仕事に着手しており、しばらく作業はできないと答えた。
6. 同月 16 日、Ａが他の建築業者に本件瑕疵の修補費用の見積もりを依頼したところ、修補に要する費用は 500 万円であることが分かった。
7. 同月 31 日、Ｂは、甲債権を弁済することができなかった。

問１

2025 年 6 月 1 日、ＣはＡに対して乙債権の弁済を求めた。Ｃの請求に対し、Ａは本件瑕疵の修補に要する費用 500 万円を差し引いた残額 1500 万円しか支払うつもりはないと反論した。Ａの反論が認められるかどうかを検討しなさい。

問２

以上の【事実】に加えて、以下の【追加事実】があったとする。この場合において、問１にあるＡの反論が認められるかどうかを検討しなさい。なお、解答においては、問１と重複する部分は適宜省略してよい。

【追加事実】

2025 年 4 月 20 日、Ｂが多額の負債をかかえて経営難にあることを知ったＣは、「私は、乙債権につき、Ｂに対して有する抗弁を放棄します。」と記された書面（以下、「本件書面」という）を自ら作成してＢに手渡し、Ａに署名をしてもらうように依頼した。同月 22 日、Ｂは、Ａに対して、本件書面への署名を依頼した。内容証明郵便により本件債権譲渡の存在を知っていたＡは、書面の意味を深く考えることなく本件書面に署名した。同日、Ｂは、Ａの署名のある本件書面をＣに手渡した。

＜出題の趣旨等　2026年度　民法＞

〔出題の趣旨〕

第１問について、問１は、未成年者が行った法律行為の取消しの成否、取消しによる無効に基づく原状回復請求、またこの請求に対して反論をなしうるかについて、正確な知識をもとに、事例に即して検討することを求める問題である。

問２は、無権利者により動産の売却が行われた事例について、即時取得の可能性の指摘およびその成否の検討を求める問題である。即時取得の成立要件およびこれに関する判例についての正確な知識をもとに、事例に即した検討を行うことが求められる。

問３は、未成年者が他者に損害を発生させた事案につき、責任能力の有無を判断したうえで、法定監督義務者が負う可能性のある責任の根拠として適切な条文を選択し、その責任の要件に関する正確な知識および免責に関する判例をふまえて、事例に即して検討することを求める問題である。

第２問は、債権譲渡における債務者の抗弁の対抗に関する基本的な理解を事例に即して確認する問題である。事実関係を正確に分析して規範に適切に当てはめる必要があり、その作業において基本的な知識と論述能力が求められる。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうかが、前提として問われている。

〔配点〕

第１問（計65点）

問１　23点

問２　22点

問３　20点

第２問（計55点）

問１　45点

問２　10点

〔採点基準〕

・第１問について

問1について、Aは未成年であり（民法4条）、Cによる本件売買契約の取消しは、親権者Cの同意を得ずにAが行った法律行為の取消しとして、有効に行われている（民法5条2項、120条1項）。これにより本件売買契約は無効となっており、AのBに対する請求は、民法121条の2第1項に基づく原状回復請求である。

以上を示したうえ、Bのなしうる反論を複数検討することが求められる。特に、BもAに対し民法121条の2第1項に基づく原状回復請求権を有するため、同時履行の抗弁（民法533条類推適用）により、甲の返還と引換えでなければ10万円を支払わないとの反論が考えられる。Aは甲のうち80箱をすでに消費しているが、未成年であるため民法121条の2第3項が適用され、その結果、上記のBの反論は、20箱の返還と引き換えに10万円を支払うという限度においてのみ認められる。この他のBの反論としては、民法21条の詐術の成否、民法5条3項前段の適用を検討することが考えられる。これらの反論とその帰結について、説明が求められる。

問2は、無権利者AがB所有の動産甲をCに売却した事案であり、Cは本件売買契約に基づいて甲の所有権を取得することはできないが、即時取得（民法192条）が成立すれば所有権を取得することから、その成否を検討する必要がある。そのためには、即時取得のすべての要件を挙げ、各要件の充足を検討することが求められる。要件の1つである「占有を始めた」ことについて、判例はこれを一般外観上従来の占有状態に変更を生じるような占有である必要があるとし、占有改定はこれに含まれないと解しているため、これをふまえた検討が必要である。

問3は、加害者である未成年者Aの親権者Cに対する請求の事例であり、A（10歳）は一般に責任能力がないとされる年齢であることから、BはCに対し民法714条1項に基づく賠償責任の成否を検討することになる（Aに責任能力があるとすれば、Cの監督義務違反に基づくC自身の不法行為責任（民法709条）を検討する必要がある）。そのためには、民法714条1項本文の定める各要件を充足しているか、また、すべて充足しているとすれば、同条1項ただし書の定める「監督義務者がその義務を怠らなかった」といえるかどうかを、検討する必要がある。その際、最高裁平成27年4月9日判決（民集69巻3号455頁）を適切にふまえた検討がなされていれば、さらに評価される。

・第2問について

問1において、債務者Aからの反論（抗弁）を根拠づける法的構成としては、①代金減額請求（民法563条）と、②修補に代わる損害賠償債権（415条）と報酬債権との相殺（505条）が考えられる。①の抗弁であれば、催告の存否に応じて民法563条1項又は同条2項所定の要件とその充足を確認する必要がある。②の抗弁であれば、損害賠償債権について民法415条1項又は2項所定の要件とその充足を確認し、報酬債権との相殺について民法505条1項所定の要件とその充足を確認する必要がある。その上で、Aが各々の抗弁を債権

譲受人Cに対して主張できるかどうかについて、①の抗弁であれば民法468条1項の示す要件に即して、②の抗弁であれば民法469条2項の示す要件に即して検討することになる。

問2では、抗弁を放棄する旨の一般的抽象的な意思表示が有効かどうか、また問1で論じた抗弁がこの放棄の意思表示に含まれるかどうかを具体的に検討することが求められる。